



発行 新潟県  
**第 94 号**  
 令和2年12月8日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1289 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 1290 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 1291 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 1292 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の辞退届（福祉保健課）
- 1293 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1294 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1295 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 1296 換地処分届出（農地整備課）
- 1297 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 1298 都市計画事業の認可（都市整備課）

公 告

予算の公表（財政課）

正 誤

令和2年12月1日付け県報第92号雑報中（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第1289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和2年12月8日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
エールホームクリニック	長岡市下柳1丁目10番13号	令和2年10月1日
みつまクリニック	長岡市表町4丁目1番地7	令和2年10月1日
田村クリニック	長岡市新保1丁目20番9号	令和2年10月1日
堀井スマイル歯科	長岡市下柳2-5-38	令和2年10月1日

河内歯科クリニック	長岡市日赤町1-4-16	令和2年9月1日
株式会社さとうドラッグストア 保険調剤部	長岡市千手3丁目10-15	令和2年10月1日
共栄堂薬局下柳店	長岡市下柳1丁目11番11号	令和2年10月1日
三和薬局	長岡市左近3丁目62-2	令和2年10月12日
信濃屋薬局 表町店	長岡市表町4丁目1番地8	令和2年10月8日
かるがも歯科・矯正歯科	上越市木田新田2丁目148	令和2年11月1日
グリーン薬局 加賀	上越市大豆2丁目9番17号	令和2年10月1日
くるみ調剤薬局	上越市高土町2丁目12番16号	令和2年10月1日
やまと薬局	上越市大和2-15-20	令和2年11月1日
大島病院	三条市大島5103	令和2年11月1日
としみ眼科医院	三条市興野一丁目16番30号	令和2年10月9日
齋藤デンタルクリニック	新発田市東新町4-8-18-7	令和2年10月1日
みなみ調剤薬局 大手町店	新発田市大手町2-1-9	令和2年11月1日
イオン薬局新発田店	新発田市住吉町5丁目11番5号	令和2年8月21日
アイン薬局 新発田住吉店	新発田市住吉町4丁目2-19	令和2年11月1日
クスリのアオキ富塚薬局	新発田市富塚町2丁目4番31号	令和2年11月1日
あい薬局 小千谷店	小千谷市大字桜町5163番地3	令和2年11月1日
渡辺歯科医院	加茂市松坂町2-24	令和元年10月31日
ウエルシア薬局十日町住吉店	十日町市高田町四丁目156-2	令和2年11月1日
むらかみ松岡眼科	村上市新町9-74	令和2年9月7日
さとう歯科クリニック	村上市田端町8-10	令和2年11月18日
医療法人社団 渡辺医院	燕市吉田旭町1-7-3	令和2年10月1日
こたか調剤薬局	燕市小高831-2	令和2年9月6日
「楽楽」訪問看護ステーション	燕市大曲3002番地	令和2年4月1日

ぶんすい訪問看護ステーション	燕市笈ヶ島104番地5	令和2年4月1日
訪問看護ステーション・桜井	燕市新堀1138番地1	平成28年4月1日
やすだ調剤薬局	阿賀野市保田1755-6	令和2年9月1日
(有) さど調剤・さくら薬局畑野	佐渡市畑野766-5	令和2年6月13日
わがた歯科医院	南魚沼市六日町892-48	令和2年10月1日
やよい調剤薬局	胎内市本町3-31	令和2年10月1日

## ◎新潟県告示第1290号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年12月8日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
美雪園訪問看護ステーション	魚沼市新保352番地	所在地	魚沼市井口新田267番地 小出郷福祉センター内	魚沼市新保352番地	令和2年10月1日
にこにこ薬局	長岡市曲新町687-4	所在地	長岡市前田2丁目7番9号	長岡市曲新町687-4	令和2年9月1日

## ◎新潟県告示第1291号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年12月8日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	廃止年月日
三間内科医院	長岡市中島5丁目7番54号	令和2年9月30日
田村クリニック	長岡市新保1丁目21番2号	令和2年9月30日
三和薬局	長岡市三和3丁目8-28	令和2年10月11日
としみ眼科医院	三条市嘉坪川1-1-12	令和2年10月8日
水品医院	三条市一ノ門二丁目4番35号	令和2年10月31日
モトイ調剤薬局	三条東裏館1丁目11番1号	令和2年11月1日

なぎさ調剤薬局	柏崎市茨目2丁目16番41号	令和2年9月30日
齋藤デンタルクリニック	新発田市東新町4-8-18-7	令和2年9月30日
新潟県厚生農業協同組合連合会 村上総合病院	村上市田端町2番17号	令和2年12月1日
中安調剤薬局	村上市田端町10-8	令和2年11月30日
共創未来 村上中央薬局	村上市田端町3番45号	令和2年11月30日
やすだ調剤薬局	阿賀野市保田1755-6	令和2年8月31日
あんず調剤薬局	魚沼市井口新田321番地6	令和2年10月15日

◎新潟県告示第1292号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があった。

令和2年12月8日

新潟県知事 花角英世

名 称	所 在 地	辞退年月日
後藤歯科医院	三条市南新保4-18	令和2年10月9日

◎新潟県告示第1293号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和2年12月8日

新潟県知事 花角英世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
訪問看護ステーションむらかみ	村上市緑町5丁目8番1号	育成医療・更生医療	令和2年12月1日
アイン薬局 村上店	村上市緑町5丁目5番23号	育成医療・更生医療	令和2年12月1日
中安調剤薬局	村上市緑町5丁目5番30号	育成医療・更生医療	令和2年12月1日
共創未来 村上中央薬局	村上市村上3497番地3	育成医療・更生医療	令和2年12月1日
すがいやつきよく緑町店	村上市緑町2-1-12	育成医療・更生医療	令和2年12月1日
ウイスタリア緑町薬局	村上市緑町5丁目12-13	育成医療・更生医療	令和2年12月1日

◎新潟県告示第1294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を次のとおり更新した。

令和2年12月8日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
アサヒ調剤薬局五泉店	五泉市本町6丁目1番7号	育成医療・更生医療	令和2年12月1日
ウエルシア薬局 上越今泉店	上越市今泉1310番地2-1	育成医療・更生医療	令和2年12月1日
かもじま薬局	上越市鴨島1丁目1番10号	育成医療・更生医療	令和2年12月1日
るあな訪問看護ステーション	南魚沼市六日町924番地5	育成医療・更生医療	令和2年12月1日

◎新潟県告示第1295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年12月8日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
村上総合病院	村上市田端町2番17号	育成医療・更生医療 （腎臓に関する医療）	令和2年12月1日
訪問看護ステーションむらかみ	村上市田端町2番17号	育成医療・更生医療	令和2年12月1日
アイン薬局 村上店	村上市田端町2-12	育成医療・更生医療	令和2年12月1日
共創未来 村上中央薬局	村上市田端町3番45号	育成医療・更生医療	令和2年12月1日
中安調剤薬局	村上市田端町10-8	育成医療・更生医療	令和2年12月1日

◎新潟県告示第1296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第3項の規定により、六九・中ノ郷地区土地改良事業共同施行から区画整理事業六九・中ノ郷地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

令和2年12月8日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1297号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年12月8日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新発田市	新発田市の地籍図及び地籍簿 瑞波、荒川の各一部
新発田市	新発田市の地籍図及び地籍簿 上中山、荒川の各一部

小千谷市	小千谷市の地籍図及び地籍簿 川原田、土川二丁目、上ノ山二丁目、上ノ山三丁目、上ノ山四丁目の各一部
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 押切、金屋、次郎丸の各一部
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 水原、外城の各一部
刈羽村	刈羽村の地籍図及び地籍簿 大字十日市、西元寺、井岡の各一部
聖籠町	聖籠町の地籍図及び地籍簿 大字網代浜の一部

## 2 認証年月日

令和2年11月30日

## ◎新潟県告示第1298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

令和2年12月8日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 施行者の名称

小千谷市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 小千谷都市計画道路事業

(2) 名称 3・5・8号木津小千谷停車場線

## 3 事業施行期間

令和2年12月8日から令和10年3月31日まで

## 4 事業地

(1) 収用の部分

新潟県小千谷市旭町地内

(2) 使用の部分

なし

## 公 告

## 予算の公表について（公告）

令和2年11月27日新潟県議会において議決された令和2年度新潟県一般会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和2年12月8日

新潟県知事 花 角 英 世

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ582,170千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,483,681,879千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第9款 国庫支出金		千円 216,074,186	△ 71,202	千円 216,002,984	
	第1項 国庫負担金	27,621,364	△ 71,202	27,550,162	
第12款 繰入金		24,114,369	△ 510,968	23,603,401	
	第2項 基金繰入金	20,314,376	△ 510,968	19,803,408	
歳 入	合 計	1,484,264,049	△ 582,170	1,483,681,879	



2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	千円 1,325,014	△ 3,542	千円 1,321,472	
		1,325,014	△ 3,542	1,321,472	
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	28,707,119	△ 21,345	28,685,774	
	第2項 政 務 管 理 費	6,835,657	△ 6,955	6,828,702	
	第3項 総 務 計 画 費	11,676,581	△ 6,039	11,670,542	
	第4項 統 計 調 査 費	1,383,906	△ 810	1,383,096	
	第5項 徴 税 費	7,255,475	△ 5,896	7,249,579	
	第6項 市 町 村 振 興 費	1,099,961	△ 487	1,099,474	
	第7項 選 挙 費	54,566	△ 92	54,474	
	第8項 人 事 委 員 会 費	147,967	△ 355	147,612	
	第9項 監 査 委 員 会 費	253,006	△ 711	252,295	
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	11,055,405	△ 5,520	11,049,885	
	第2項 防 災 費	5,932,233	△ 2,192	5,930,041	
	第3項 環 境 企 画 費	3,418,430	△ 1,879	3,416,551	
	第4項 環 境 対 策 費	577,805	△ 774	577,031	
	第5項 環 境 対 策 費	347,042	△ 350	346,692	
	第6項 廃 棄 物 対 策 費	779,895	△ 325	779,570	

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	△	23,716	217,581,754	217,558,038
	第2項 国保・福祉指導費	△	12,490	24,020,951	24,008,461
	第3項 医務薬事費	△	516	43,262,455	43,261,939
	第4項 医師・看護職員確保対策費	△	790	21,449,850	21,449,060
	第5項 高齢福祉保健費	△	335	1,747,421	1,747,086
	第6項 健康対策費	△	573	49,826,677	49,826,104
	第7項 生活衛生費	△	706	24,971,230	24,970,524
	第8項 障害福祉費	△	1,293	3,259,664	3,258,371
	第9項 子ども家庭費	△	6,036	24,060,567	24,054,531
第5款 労働費	第1項 労働委員会費	△	2,041	3,059,469	3,057,428
	第2項 しごと定住促進費	△	251	127,309	127,058
	第3項 職業能力開発費	△	421	901,502	901,081
第6款 産業費	第1項 産業政策費	△	4,966	303,144,401	303,139,435
	第2項 創業・経営支援費	△	841	6,888,136	6,887,295
	第3項 産業振興費	△	268	276,889,966	276,889,698
	第4項 商業・地場産業振興費	△	2,659	2,163,806	2,161,147
	第5項 産業立地費	△	224	286,530	286,306
	第6項 観光費	△	278	13,863,541	13,863,263
		△	3,052,422	3,051,726	

第7款 農 林 水 産 業 費	第1項 農 業 費 第2項 地 域 農 政 推 進 費 第3項 農 産 園 芸 費 第4項 經 営 普 及 費 第5項 食 品 流 通 費 第6項 畜 産 業 費 第7項 水 産 業 費 第8項 林 業 費 第9項 農 地 管 理 費 第10項 農 地 基 盤 整 備 費 第11項 農 地 計 画 費	77,280,124 3,529,199 8,703,712 1,900,583 3,541,359 453,489 1,564,628 3,909,090 12,194,781 5,489,490 34,668,766 1,325,027	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △	35,874 6,847 490 922 7,256 498 1,694 2,304 6,073 879 8,448 463	77,244,250 3,522,352 8,703,222 1,899,661 3,534,103 452,991 1,562,934 3,906,786 12,188,708 5,488,611 34,660,318 1,324,564
第8款 土 木 費	第1項 土 木 管 理 費 第3項 河 海 岸 策 費 第6項 建 築 費 第7項 交 通 政 策 費	150,672,208 11,285,912 29,647,949 11,278,151 2,576,477	△ △ △ △ △	30,158 23,523 1,555 2,048 3,032	150,642,050 11,262,389 29,646,394 11,276,103 2,573,445
第9款 警 察 費	第1項 警 察 管 理 費	52,203,461 48,118,560	△ △	96,018 96,018	52,107,443 48,022,542
第10款 教 育 費	第1項 教 育 費	181,376,188 8,859,973	△ △	358,092 8,927	181,018,096 8,851,046

	第2項 小 中 学 校 学 校 費	86,155,117	△	212,431	85,942,686
	第3項 高 等 学 校 学 校 費	48,029,163	△	95,318	47,933,845
	第4項 特 別 支 援 学 校 学 校 費	20,862,186	△	41,110	20,821,076
	第9項 私 学 教 育 振 興 費	11,785,965	△	306	11,785,659
第11款 災 害 復 旧 費		7,871,880	△	898	7,870,982
	第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,518,216	△	677	2,517,539
	第2項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,353,664	△	221	5,353,443
歳 出 合 計		1,484,264,049	△	582,170	1,483,681,879

令和2年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	6,314,318	△ 1,676	6,312,642
第1項 営業費用	5,211,204	△ 1,650	5,209,554
第3項 事業外費用	800,385	△ 26	800,359

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	1,035,545 千円	1,033,869 千円

令和2年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款 工業用水道事業費用	4,731,151	△ 604	4,730,547
第1項 営業費用	4,692,055	△ 604	4,691,451

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額336,301千円は、次のとおり補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款 資本的支出	887,377	△ 23	887,354
第1項 建設改良費	723,617	△ 23	723,594

区 分	支出予定額 千円	充当財源 収入予定額 千円	差引不足額 千円	補 て ん 財 源			
				減 積 立 金 千円	建設改良 積立金 千円	過 損 留 保 定 資 金 千円	消 費 的 取 支 額 資本的調整 千円
第1項 建設改良費	723,594	551,053	172,541	93,414	15,883	63,244	
第2項 企業償還金	163,760		163,760	45,920	117,840		
計	887,354	551,053	336,301	93,414	133,723	63,244	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)  
第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 394,099	千円 393,472

令和2年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和2年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款 工業用地造成事業費用	1,430,441	△ 100	1,430,341
第1項 営業費用	1,421,899	△ 100	1,421,799

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与	千円 61,272	千円 61,172



令和2年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	77,130,923	△ 74,971	77,055,952
第1項 医療費用	74,565,801	△ 74,250	74,491,551
第2項 医療外費用	1,648,932	△ 721	1,648,211

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,859,622千円は、過年度分損益勘定留保資金832,047千円及び当年度分損益勘定留保資金1,027,575千円で補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	12,254,088	△ 149	12,253,939
第1項 建設改良費	7,633,625	△ 149	7,633,476

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与と費	千円 38,097,565	千円 38,022,445

令和2年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款 流域下水道事業費用	11,525,820	△ 219	11,525,601
第1項 営業費用	10,028,471	△ 167	10,028,304
第3項 特別損失	93,162	△ 52	93,110

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,149,238千円は、当年度分損益勘定留保資金1,289,970千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,213千円及び当年度利益剰余金処分額349,505千円及び引継金427,550千円で補てんする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	7,707,469	△ 877	7,706,592
第1項 建設改良費	5,171,852	△ 877	5,170,975

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 336,396	千円 335,300

## 正 誤

令和2年12月1日付け新潟県雑報（一般競争入札の実施）中

ページ	行	誤	正
19	4	令和3年1月29日（金）	令和3年3月31日（水）